

大阪サンエー分会

闘争勝利報告！

会社は昨年4月、あろうことか電話にて「2018年春闘統一協定書」を反故にし、給料を元に戻すと一方的に通告してきました。正式な団体交渉には応じず、組合に対し敵視した態度をとってきました。

会社の主張は、「協定は労務担当者が勝手に判断したもので、会社印鑑に関しても偽造したものである」とし、また内容についても、「組合に脅迫されたもので不当に利益を得た者には返金を求め、応じない場合は法的手段も辞さず、抗議行動をすればメディアにリークする」と、脅しとも取れる態度に出てきました。

◇

私たちはすかさず抗議行動を展開し、協議が整うまで賃金を元に戻す確約を取り付け、また、労働問題として第三者を交え、広く公正に訴えるために2019年7月16日、大阪府労働委員会に不当労働行為救済申立てを提出し、「大阪サンエー令和元年（不）第20号事件」として受理されました。

「2018年春闘統一協定書」は会社による全港湾組合員の切り崩しを狙った不当な労働環境を改善させ、また賃金や生活を安定させる施策として、賃金体系を一定の保障のもと、毎月の賃金を固定化するもので、2年越しの団体交渉で合意にこぎつけた協定でした。

組合員一律のため、月額賃金が下がった組合員もいましたが分会の団結を以て乗り越えました。

◇

労働委員会が始まると、紛れもなく正式社印を押した協定書は公に権利を有し、労務担当者を脅して押印したものではない事は日ごとに明らかとなり、会社も協定を反故にすることなど不当な行為であった事を認めざるを得ませんでした。

分会の意思統一と団結
で勝利

振り返れば1年2ヶ月にも及ぶ闘いとなり、当時の労務担当者は解雇となり、社長は定年



を理由に今年1月に退任。責任を追及する場をえないまま怒りとやりきれない気持ちが続く事となりました。

このような一方的かつ理不尽な会社の行動がまかり通るわけもなく、相手弁護士の抵抗もありましたが、私たちは労働委員会においても有利に事を進め、また、常務取締役が新たな交渉委員となり早期解決にむけ和解交渉を望んだため、組合は今後の労使関係の正常化を第一義とし、「今回の不当労働行為への謝罪」と「二度とこの様な不当労働行為を行わない事、また新たに協定書、確認書を交わす事」を条件に6月19日、和解に応じ、労働委員会の申立てを取り下げました。

これは分会員の意思統一と団結を以て臨んだ結果で完全な勝利となりました。

組合員の皆様のご支援とご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

2020年7月1日

大阪サンエー分会員一同



6・21シンポジウム

あきらめずに行動することの重要性

6月21日（日）大阪市西区の関生学働館で、労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会の主催による、「6・21シンポジウム——今、見逃せない労働組合弾圧——」が開かれた。

パネラーに関生弁護団の永嶋靖久弁護士（リモート出演）、GPS捜査などで冤罪事件と闘う亀石倫子弁護士、ジャーナリストの竹信三恵子さん（和光大学名誉教授）と立命館大学名誉教授の吉田美喜夫さんを迎え、首を切られた元非正規労働者（社民党全国連合常任幹事）の大椿ゆうこさんがコーディネーターを務めた。

新型コロナ感染の影響で、会場参加を申し込み先着100人にしほり、スマホやパソコンなど

にわたる支援をしてきた仲間の皆さんと弁護団への感謝」を話した。

永嶋靖久弁護士からは反弹圧の経過と裁判の状況について一覧表を提出していただき、裁判所もあきれるほどの同一事件で裁判進行中に5回にも分けて連続して逮捕・弾圧する警察・検察のやり方などの報告があった。

「労使が協力して生コン価格の『値戻し』を進めたことが弾圧の背景である」「憲法や労働三権をないがしろにするどころか、労働法をわかっていない裁判官が判断している」事がこの弾圧の背景にあると話された。

亀石倫子弁護士は、「排除しやすい人への攻撃から始まる」と、ダンスクラブやタトゥ彫師



で視聴できるライブ配信を行った。また、不当な保釈条件を付けられ、640日ぶりに保釈された武委員長、湯川副委員長にはビデオレターで登場を願った。

主催者を代表して反弹圧実行委員会事務局長である私からあいさつで、「89名の不当逮捕者奪還を果たし、共闘組織と長期

の事件を例に挙げ、今回の弾圧事件の反撃の方向性をさぐる提起をされた。また、この様な権力による決めつけが冤罪を生むと話された。

竹信三恵子さんからは、ジャーナリストの立場、また労働法の立場から、「しっかりした知見とストーリーを私たちがつくり

発信することの重要性」と「圧力に負けるのではなく、はね除けてジャーナリストの本来の姿を取り戻さなくてはならない」と話された。

吉田美喜夫さんは弾圧の性格について、「時代の意識、主張」と関係するとし、同調圧力、出る杭は打たれる、文句を言わせない、「お前の努力が足りない」という新自由主義政策との衝突にある、そこにおける国家権力の意思をつかまねばならないとし、「日本国憲法は世界最高水準の労働基本権保障」であり、「企業別組合とそれに適応的な法理論では不十分である」と話された。

最後に、私たちは関生事件を他人事とは捉えずに関生事件の本質を知り、私たち自身が民主主義を守るために声を上げ、広めていかななくてはならない。

今後の取り組みは「あきらめずに行動することで、達成できる。新型コロナ感染問題での逆境を前向きに捉えて次のステップへつながる団結を強化することが大切である」とまとめた。

私たちも「これからの運動の仕組み自体を私たちがつくっていく」との意気込みを感じた集会となった。

(執行部 小林)

(編集部より)

この模様はYoutubeでみることができます。

https://www.youtube.com/watch?feature=youtu.be&v=ce_wyXDFHz8&app=desktop

